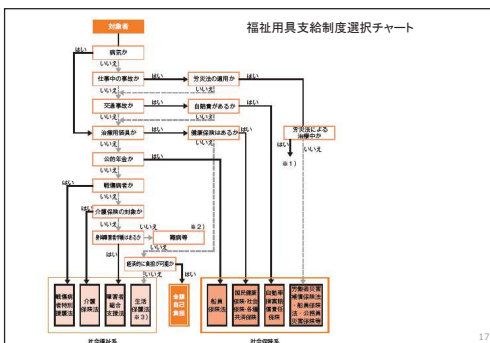


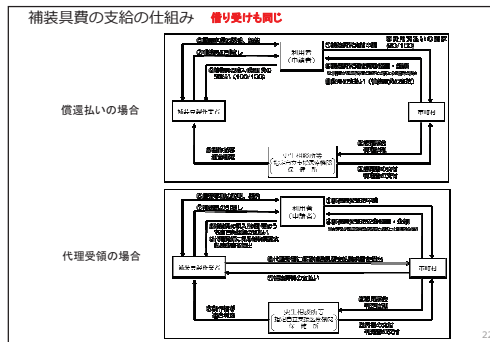
福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(抜粋)(平成五年五月六日法律第三十八号)	
<b>定義</b> ○心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人 ○心身障害者 ○日常生活上の便宜を図るための用具 ○心身の機能の増進を目的とする用具 ○福祉用具(以下単に「用具」という。)	
<b>基本方針</b> ○厚生労働大臣及び経済産業大臣は、福祉用具の研究開発及び普及を促進するための措置に関する基本的な方針を定めなければならない。	
<b>国、地方公共団体の責務</b> ○国、地方公共団体の責務は、福祉用具の研究開発及び普及の促進を図るための財政上及び金融上の措置を講ずることである。 ○国、地方公共団体は、福祉用具の普及を図るための必要な措置を講ずるものとする。 ○国、地方公共団体は、福祉用具の普及を図るために、福祉用具の利用者の利用の促進に努めなければならない。	
<b>事業者の責務</b> ○老人、老人及び心身障害者の心身の特性並びにこれらの者の置かれている環境を踏まえ、かつ、福祉用具の普及を図るための措置を講ずることである。 ○福祉用具の普及を図るための措置を講ずるものとする。 ○福祉用具の普及を図るための措置を講ずるものとする。 ○福祉用具の普及を図るための措置を講ずるものとする。 ○福祉用具の普及を図るための措置を講ずるものとする。	
<b>介護保険法(抜粋)(平成五年五月六日法律第三十八号)</b>	<b>障害者総合支援法(平成五年五月六日法律第三十八号)</b>
<b>福祉用具</b> ○福祉用具とは、必要に応じて福祉用具のうち厚生労働大臣が定めるものを指し、かつ、長期にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働大臣が定める基準に該当するものとして、義肢、義足、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものを指す。 ○福祉用具とは、必要に応じて福祉用具のうち厚生労働大臣が定めるものを指し、かつ、長期にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働大臣が定める基準に該当するものとして、義肢、義足、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものを指す。	<b>福祉用具</b> ○福祉用具とは、必要に応じて福祉用具のうち厚生労働大臣が定めるものを指し、かつ、長期にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働大臣が定める基準に該当するものとして、義肢、義足、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものを指す。 ○福祉用具とは、必要に応じて福祉用具のうち厚生労働大臣が定めるものを指し、かつ、長期にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働大臣が定める基準に該当するものとして、義肢、義足、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものを指す。

補装具費支給制度の概要	
<b>1. 制度の概要</b> ○「身体障害者福祉法」(昭和25年法「児童福祉法」(昭和26年法)を、障害者自立支援法で一元化(平成18年10月) 1. 目的 2. 対象者 3. 対象者 4. 申請方法	
<b>2. 補装具とは</b> ○補装具とは、障害者の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期にわたって継続して使用されるものその他の厚生労働大臣が定める基準に該当するものとして、義肢、義足、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものを指す。 ○補装具とは、障害者の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期にわたって継続して使用されるものその他の厚生労働大臣が定める基準に該当するものとして、義肢、義足、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものを指す。	
<b>3. 費用負担</b> ○生活保護：1割、50/100、都道府県：25/100、市町村：25/100 ○生活保護：1割、50/100、都道府県：25/100、市町村：25/100	



補装具費の支給 種目と所有状況		
種目	身体障害者	身体障害児
義肢	8.1万人	0.1万人
義足	27.3万人	2.7千人
義手	1.6万人	1.5万人
義足	5.8万人	0.2万人
義手	1.2万人	0.1万人
眼鏡	3.5万人	0.4万人
補聴器	16.5万人	1.7万人
車いす	25.3万人	3.4万人
電動車いす	4.0万人	0.2万人
歩行器	3.4万人	1.0万人
歩行補助具	29.0万人	0.1万人

補装具とは	
<b>障害者総合支援法(2005年法律第123号)第5条第23項に規定する補装具とは、「障害者の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働令で定める基準に該当するものとして、義肢、義足、車いすその他の厚生労働大臣が定めるもの」とであり、具体的には厚生労働省告示第528号で定めている。</b>	
1) 障害者の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように製作されたものであること。 2) 障害者の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品に比べ長期にわたり継続して使用されるものであること。 3) 医師等による専門的な知識に基づき意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。 (障害者総合支援法施行規則第六条の二十より)	
○厚生労働大臣が定めるものは: 具体的には厚生労働省告示第528号「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」で補装具の種目、名称、型式、基本構造、上取額等を定めている。	
<b>運用にあたっての留意点</b> ●補装具の定義に立ち戻って考えて、その製品の使用目的、使用頻度、個別の必要性を判断すること ●支給の要件を決定するにあたり ③の要件は重要 ○①の身体への適合を図る際に製作されたものは、日常生活用具との違いを表している(製品につき生産者による) ○②について、補装具は就学、就労をも含めた生活の中で使用するものであり、同一の製品につき長期にわたり継続して使用されるものは治療用品との大きな違いである。 ○③について、使用における理由に医学的機能が求められるという意味で、 <b>あれば便利だから、希望しているからという理由だけでは支給できないものである。</b>	



補装具費支給の目的について	
<b>【目的】</b> ● 身体障害者の職業その他日常生活の能率の向上を図ること ● 身体障害児について、将来、社会人として自立生活するための素地を育成・助長すること等	
<b>【留意事項】</b> ● 市町村は、補装具費の支給に当たり、医師、理学療法士、作業療法士、身体障害者福祉司、保健師等の専門職員及び福祉従事者の連携を図りながら、身体障害者、児の身体の状態、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を考慮して行う。 ● 身体障害児については、心身の発育過程の特殊性を十分考慮する。 ● 「日常生活において又は就労若しくは就学のために」使用することから、 <b>基本的に補装具は1種目につき1個の支給</b> 。ただし、作業用の義手や義足、学校で使用する車椅子など就労や就学のために日常生活とは異なる目的で補装具を必要とする場合は、さらに1個の支給が認められる場合がある。同様義手は目的を逸脱する。 ● 日常生活用に複数補装具を使用したいというニーズを全てかなえようとするときと異なり、使用目的に合わせて1個で使用できるよう構造のものを作製したり、現場前で調整したり、日常生活用具の製造等の費用を対応できないかわりに支給することも大分。 ● 障害児の自立訓練、歩行訓練の訓練機器のニーズがあるが、訓練目的に支給するのは日常生活の能率の向上を主目的とする補装具支給制度から逸脱するの対策。	

申請について	
● 補装具費の支給を希望する身体障害者は、市町村に、申請書、補装具費支給申請書、見積書等の必要書類を添えて申請する。	
<b>補装具判定書・意見書を作成する医師の要件</b> ● 補装具判定書は更生相談所より交付されるが、更生相談所に専任の医師が置かれていないときは、 <b>身体法第15条第1項に基づき指定又は自立支援医療を行う機関の医師</b> によって作成されている必要がある。 ● 補装具費支給申請書を作成する医師は、 <b>1) 専門的な知識を有する医師、2) 補装具費支給申請書の作成に必要と認められる医師、(補装具費支給申請書により市町村が判断のうえ決定する場合) 3) 補装具費支給申請書の作成に必要と認められる医師、4) 補装具費支給申請書の作成に必要と認められる医師</b> 。	